

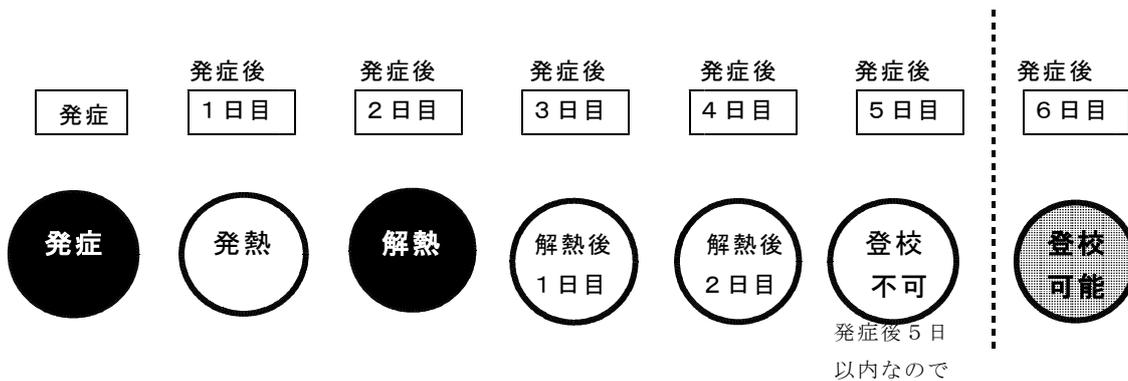
インフルエンザによる出席停止期間について

インフルエンザによる学校の出席停止期間は発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

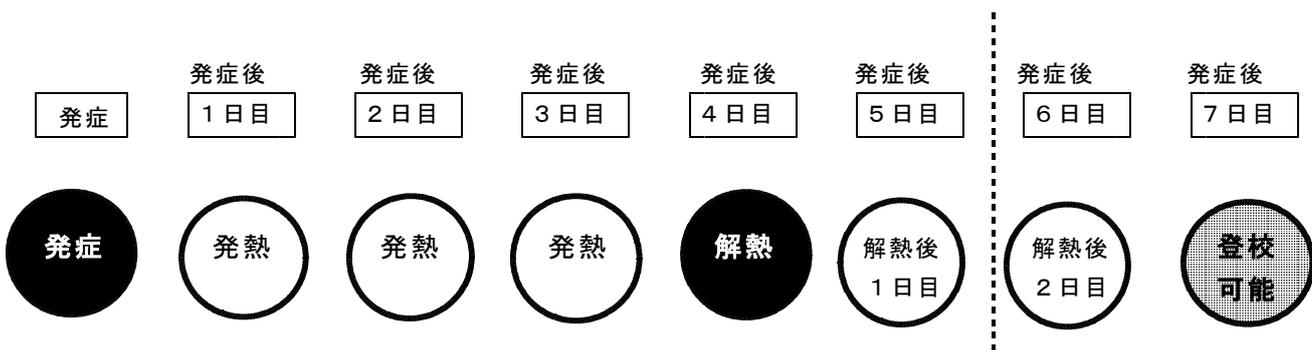
(学校保健安全法施行規則第十九条) 平成24年4月1日施行

それまでは「解熱後2日を経過するまで」でしたが、それに加え「発症後5日を経過していること」も条件になり、上記の期間に改正されました。

<発症後2日目に解熱した場合>



<発症後4日目に解熱した場合>



抗インフルエンザ薬の効果で熱が下がっても、インフルエンザウイルスの感染力はしばらく残っています。また、インフルエンザでは一旦熱が下がっても、再び発熱する場合があります(二峰性発熱)。

出席停止期間に従い、感染力が弱くなるまで登校を控えることで、インフルエンザの蔓延を防ぐことになります。